



www.ewarrant.co.jp
2021.3

ミニスプレッドeワラントは、対象原資産である株価指数の価格変動、時間経過など様々な要因が価格に影響を与えるので、投資元本の保証はなく、投資元本の大部分を失うおそれがあるリスクが高い金融商品です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります。最大受取可能額は1ワラント当たり0.4円、最小受取可能額は1ワラント当たり0.02円に設定され、コールスプレッド型は満期参照原資産価格が権利行使価格から一定価格以上下回った場合、プットスプレッド型は満期参照原資産価格が権利行使価格から一定価格以上上回った場合、満期受渡金額は最小受取可能額になります。

ミニレンジeワラントは、対象原資産である株価指数の変動や、時間経過など様々な要因が価格に影響を与えるので、元本の保証はなく投資元本の大部分を失うおそれがあるリスクが高い有価証券です。また、対象原資産に直接投資するよりも、一般に価格変動の割合が大きくなります。最大受取可能額は1ワラント当たり0.25円、最小受取可能額は1ワラント当たり0.02円に設定され、満期参照原資産価格がピン価格から一定価格以上乖離した場合、満期受渡金額は最小受取可能額になります。

本ワラントの決済方法は、満期決済に限定され、残存期間中でも売却を行うことはできません。また、取引時間内であっても、一部若しくは全部の販売が、停止される、取引時間が短縮される、又は、一定時以降の取引が終日再開されない場合があります。したがって、お客様が希望する時期に購入することが困難となるおそれがあります。具体的には、以下に例示される場合に、本ワラントのマーケット・メイク、買注文の受付、買注文の執行が停止される、あるいは一旦受け付けた注文が取消される場合があります。なお、取引監視システムが作動した場合には、その結果として当該ワラントの取引は必ず自動的に一旦停止された後、取引再開の適否がトレーダーによって判断されます。詳細は、最新の外国証券情報をご参照ください。

商号等/eワラント証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2526号
加入協会/日本証券業協会、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会
取引委託手数料は無料(0円)です。



www.ewarrant.co.jp
2021.3

銘柄一覧

ミニスプレッド(コール型およびプット型)

商品分類	NEW	① 原資産 コード	対象原資産	銘柄名	② 権利行使価格	③ 満期日	④ 回数	⑤ 1ワラント当たり 原資産数
ミニスプレッド		101	日経平均	日経平均ミニコールスプレッド	25,600 円	2021/03/26	718	0.008
ミニスプレッド		101	日経平均	日経平均ミニコールスプレッド	25,700 円	2021/03/26	719	0.008
ミニスプレッド		101	日経平均	日経平均ミニコールスプレッド	25,800 円	2021/03/26	720	0.008
ミニスプレッド		101	日経平均	日経平均ミニコールスプレッド	25,900 円	2021/03/26	721	0.008
ミニスプレッド		101	日経平均	日経平均ミニコールスプレッド	26,000 円	2021/03/26	722	0.008

①原資産コード 2009年11月号より、eワラントウェブサイト(www.ewarrant.co.jp)の銘柄検索に対応したコードを記載しています。

②権利行使価格 本eワラントが満期日を迎えた際、コールスプレッド型であれば満期日における参照原資産価格(満期参照原資産価格)が何円以上(プットスプレッド型であれば何円以下)だと最大満期決済金額が生じるかを表しています。

③満期日 eワラントにはあらかじめ発行時に有効期限(満期日)が設定されています。

④回数 各eワラント銘柄の「回数」とは、同じ対象原資産を持つコールスプレッド型またはプットスプレッド型eワラントに付けられた発行順を示す番号です。新株予約権付社債等の発行回数と同様で、証券(eワラントは有価証券です)を特定するために用いられますが、証券の詳細条件を示すものではありません。また、eワラントの回数はコールスプレッド型、プットスプレッド型それぞれ別々に番号が付けられています。このため、「A社コールスプレッド型1回」と「A社プットスプレッド型1回」は異なる銘柄であるにご注意ください。

⑤1ワラント当たり原資産数 1ワラント当たり原資産数はeワラントがどれだけの原資産(株式等)を対象としているかを表しています。1ワラント当たり原資産数が0.01の場合、100ワラントが1原資産相当になります。

ミニレンジ

商品分類	NEW	① 原資産 コード	対象原資産	銘柄名	権利行使価格	満期日	回数	1ワラント当たり 原資産数
ミニレンジ		101	日経平均	日経平均ミニレンジ150	25,100 円	2021/03/26	718	0.005
ミニレンジ		101	日経平均	日経平均ミニレンジ150	25,200 円	2021/03/26	719	0.005
ミニレンジ		101	日経平均	日経平均ミニレンジ150	25,300 円	2021/03/26	720	0.005
ミニレンジ		101	日経平均	日経平均ミニレンジ150	25,400 円	2021/03/26	721	0.005
ミニレンジ		101	日経平均	日経平均ミニレンジ150	25,500 円	2021/03/26	722	0.005

①銘柄名 「銘柄名」は順に対象原資産名、商品分類(ミニレンジ)、満期日における参照原資産価格(満期参照原資産価格)と各銘柄ごとに定められる「権利行使価格」の乖離額が何円未満だと最大満期決済金額が生じるかを表しています。なお、「銘柄名」の「r」は「±」を表します。

外国証券情報 (2021.3)

第一部 発行者情報

- 1 発行者の名称及び概要
- 2 発行者の本店所在地
- 3 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年
- 4 決算期
- 5 事業の内容
- 6 経理の概要
- 7 監査法人
- 8 運営の体制
- 9 株式会社CAICAからの支援
- 10 主な関係法人の概要
- 11 発行者の主な関係会社

第二部 証券情報

- 1 有価証券の名称
- 2 発行地及び上場・非上場の区分
- 3 発行日
- 4 オプションの内容
- 5 オプションの行使請求の方法・条件
- 6 決済の方法
- 7 格付に関する事項及び当該格付に係る格付機関の名称
- 8 カバードワラントの発行の仕組み
- 9 リスク
- 10 その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項
- 11 当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報

第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無

第四部 その他の証券情報

- 第1 カバードワラントの内容等
 - 1 各銘柄の内容
 - 2 各銘柄の詳細
 - (1) ミニスプレッドの銘柄詳細
 - (2) ミニレンジの銘柄詳細
 - 3 各銘柄共通の事項
 - 4 [参考] 発行会社のワラント発行プログラム要綱 (英文)
- 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項
 - 1 各銘柄共通の情報
 - 2 ミニスプレッドに関する情報
 - 3 ミニレンジに関する情報
- 第3 指数等の情報

別表

別紙 カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程

第一部 発行者情報

1. 発行者の名称及び概要

e ワラント・ファンド・リミテッド (eWarrant Fund Ltd.、以下「e ワラント・ファンド」という) はケイマン諸島における特別目的事業体として設立された。e ワラント・ファンドにより授権された出資証券は 100,000 米ドルが通常の出資証券 (0.01 米ドル 10,000,000 株) と経営出資証券 (0.01 米ドル 1,000 株) に分かれている。e ワラント・ファンドの子会社は存在しない。

2. 発行者の本店所在地

4th Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, P.O. Box 10240, Grand Cayman KY1-1002, Cayman Islands

3. 発行者設立の準拠法、法的地位及び設立年

発行者設立の準拠法：ケイマン諸島会社法

法的地位：ケイマン諸島における特例有限責任会社 (Limited liability company)

設立年：2009 年 6 月 24 日

登録番号：WK-227603

4. 決算期

毎年 10 月 31 日

5. 事業の内容

e ワラント・ファンドの主たる業務は有価証券の発行業務である。

e ワラント・ファンドは有価証券の発行業務以外の事業は行わず、有価証券の発行業務に関連するデリバティブの取引業務を行う。また、その出資証券に関して配当を行うことはない。e ワラント・ファンドは剰余金の蓄積を行うことはない。発行される有価証券は e ワラント・ファンドとの権利義務に関するものであり、他者との権利義務を定めるものではない。

6. 経理の概要

主要な財務データ (2020 年 10 月 31 日現在、単位：円)

総資産	2,758,516,039
負債	522,971
株主資本	2,757,993,068
売上高	13,949,936
純利益	3,688,280

※総資産のうち大部分は株式会社 CAICA に対する債権 (2018 年 2 月 1 日以前はタイガー・トラストの関係法人に対する債権) であり、株式会社 CAICA の財務状況に懸念が生じた場合には、e ワラント・ファンドは総資産のうち、当該債権を減額し、且つ現金を増額する等の満期決済金額の支払いに備える措置を採る予定である。

7. 監査法人

e ワラント・ファンドの監査法人は UHY 東京監査法人である。

8. 運営の体制

株式会社 CAICA が 100% の議決権を保有している。なお、株式会社 CAICA は格付けを取得していない。

9. 株式会社 CAICA からの支援

最終投資家によって保有されているポジションにかかる日次のリスク・エクスポージャーに対して、ポジション評価額の 3~5 倍程度のリスクをカバーするために必要な資金を e ワラント・ファンドに対して供給し、e ワラント・ファンドの信用力の補完が必要な状況と判断する場合は、e ワラント・ファンドの資本金を増額等の更なる措置を講じる予定である。

10. 主な関係法人の概要

株式会社 CAICA:

株式会社 CAICA はグループ会社の管理運営等を事業として行っており、主な子会社としてシステム開発、システムに関するコンサルティング、システムのメンテナンス・サポート等を手掛ける CAICA テクノロジーズがある。株式会社 CAICA の主要株主である株式会社ネクスグループの主要株主には情報サービス事業を行っている株式会社フィスコがあり、株式会社フィスコのグループ会社には株式会社 Zaif Holdings 及び株式会社 Zaif がある。株式会社 CAICA は e ワラント業務の関連会社に対して、主要株主としてそれらの経理状況が当該業務を行うために十分であるように最大限の支援を続けていく見込みである。

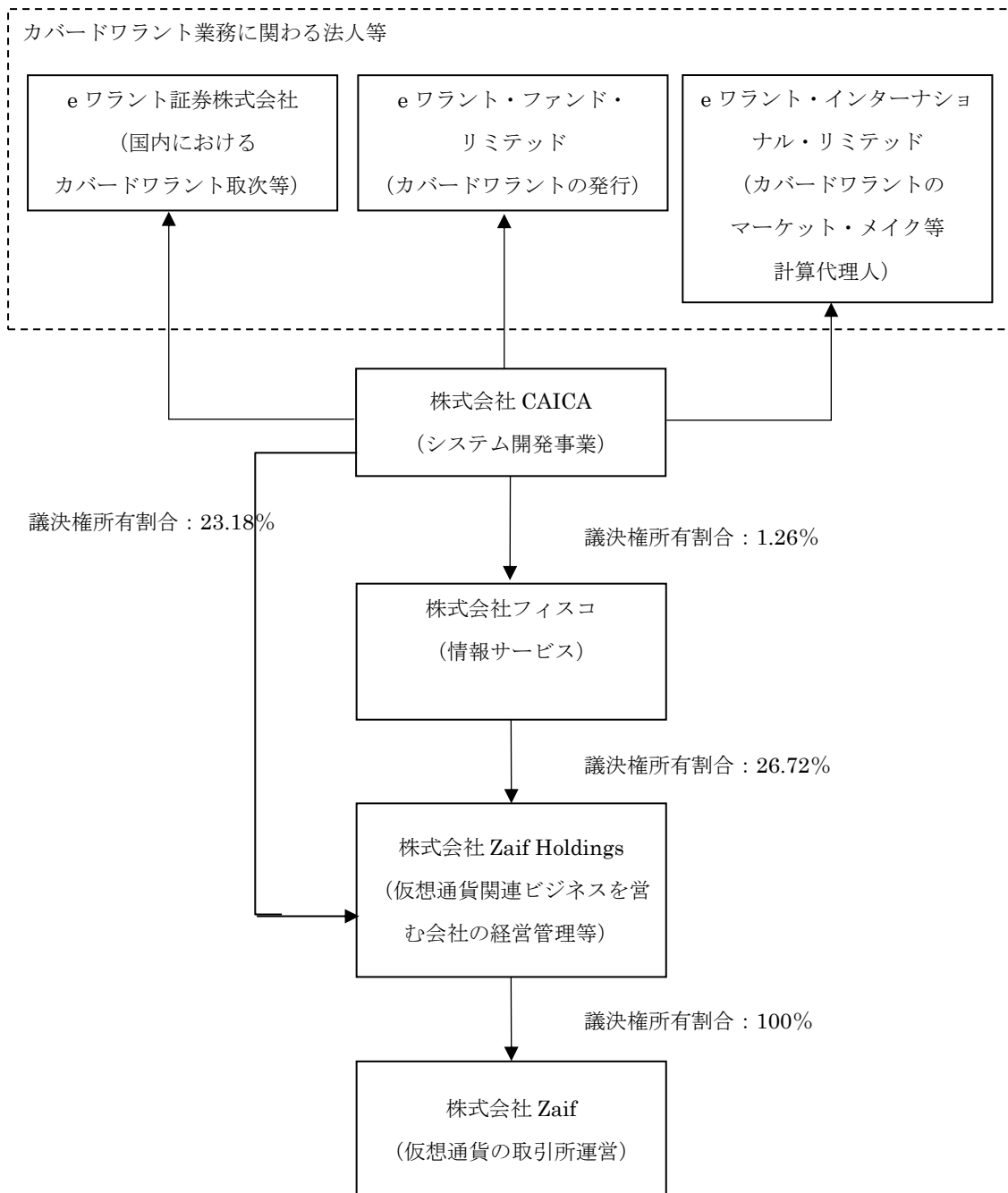
e ワラント証券株式会社:

e ワラント証券株式会社は、国内における第一種金融商品取引業者及び投資運用業者（登録番号：関東財務局長（金商）第 2526 号 加入協会：日本証券業協会、一般社団法人 日本暗号資産取引業協会）であり、カバードワラントの取次ぎ業務及び e ワラント・インターナショナル・リミテッド等に対する投資運用業を行う。株式会社 CAICA が 100% 議決権を保有している。

e ワラント・インターナショナル・リミテッド:

カバードワラントのマーケット・メイク業務を行う同社は、この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントの計算代理人を務める。株式会社 CAICA が 100% 議決権を保有している。

11. 発行者の主な関係会社（2020年12月31日時点）



第二部 証券情報

1. 有価証券の名称：

下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照

2. 発行地及び上場・非上場の区分：

ユーロ市場（非上場）

3. 発行日：

下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 2. 各銘柄の詳細」参照

4. オプションの内容：

この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラントは、下記「第四部 第3 指数等の情報」記載の対象株価指数を対象としたミニスプレッド型及びミニレンジ型カバードワラントである。また、ヨーロピアン型ワラントとは、下記5に記載の手續に従い、満期日にのみ行使できるタイプのオプションを表章するワラントをいう。

ミニスプレッド

満期日の対象原資産の市場価格に関わらず自動的に権利行使され現金で決済される。決済の方法は下記5に記載のとおりである。

ミニレンジ

満期日の対象原資産の市場価格に関わらず自動的に権利行使され現金で決済される。決済の方法は下記5に記載のとおりである。

5. オプションの行使請求の方法・条件：

ミニスプレッド

ミニスプレッドは満期日において、満期日の対象原資産価格（満期参照原資産価格。下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 2. 各銘柄の詳細」にて定義されている。）に関わらず自動的に行使され、発行会社はミニスプレッド所持人に対して満期決済金額を支払う。ミニコールスプレッド型の場合「満期決済金額」は1ワラントにつき、満期参照原資産価格が権利行使価格以上の場合に最大満期決済金額、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回る場合に権利行使価格と満期参照原資産価格の差額に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除した金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）である。（ミニプットスプレッド型の場合「満期決済金額」は1ワラントにつき、満期参照原資産価格が権利行使価格以下の場合に最大満期決済金額、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る場合に権利行使価格と満期参照原資産価格の差額に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除した金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）である。）満期決済金額の詳細は、下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項 2. ミンスプレッドに関する情報」、その他の条件については、下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照。

ミニレンジ

ミニレンジは、満期日において、満期日の対象原資産価格に関わらず自動的に行使され、発行会社はミニレンジ所持人に対して満期決済金額を支払う。「満期決済金額」は1ワラントにつき、ピン価格と満期参照原資産価格の乖離額が一定価格以下の場合に最大満期決済金額、一定価格を上回る場合にピン価格と満期日の対象原資産価格の乖離額から一定価格を減じた値に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除した金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）である。満期決済金額の詳細は、下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項 3. ミニレンジに関する情報」、その他の条件については、下記「第四部 第1 カバードワラントの内容等 1. 各銘柄の内容」参照。

6. 決済の方法：

発行会社のワラント発行プログラム（以下「本プログラム」という）に規定される、クリアリングシステムを通じた決済又は登録機関による決済が行われる。

（本プログラム GENERAL TERMS AND CONDITIONS OF THE INSTRUMENTS, 10. Transfersに記載。本プログラム（英文）は以下のURLを通じて参照できる。<https://www.ewarrant.co.jp/download/program.pdf>

7. 格付けに関する事項：

本ワラントは、格付を取得する予定はない。

8. カバードワラントの発行の仕組み：

本ワラントは、本プログラムに基づき発行される。本プログラムの設定は、発行会社の取締役会により 2013 年 12 月 16 日付で授權されている。

9. リスク：

下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」参照。

10. その他オプションにつき投資者の判断に重要な影響を及ぼす事項：

下記「第四部 第2 外国証券売出しに関する特別記載事項」参照。

11. 当該カバードワラントに係る金融商品又は金融指標に関する情報：

下記「第四部 第3 指数等の情報」参照。

第三部 投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす事実の有無

特定証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第 15 条第 1 項各号に掲げる場合に該当する事実はない。

第四部 その他の証券情報

第1 カバードワラントの内容等

1. 各銘柄の内容

この外国証券情報の交付による勧誘の対象となるカバードワラント（以下「本ワラント」という）を以下に記載する。なお、本ワラントはその性質から「ミニスプレッド」（ミニスプレッド型）及び「ミニレンジ」（ミニレンジ型）の2種に分類される。

(1) 株価指数を対象原資産とする円建ミニコールスプレッド型ワラント（「ミニスプレッド（株価指数ミニコールスプレッド型）」）	325 種類
(2) 株価指数を対象原資産とする円建ミニプットスプレッド型ワラント（「ミニスプレッド（株価指数ミニプットスプレッド型）」）	325 種類
(3) 株価指数を対象原資産とする円建ミニレンジ型ワラント（「ミニレンジ（株価指数ミニレンジ型）」）	333 種類

（注1）ミニコールスプレッド型（ミニプットスプレッド型）ワラントとは、対象原資産の特定価格（権利行使価格）を定め、満期日において満期参照原資産価格が権利行使価格以上（ミニプットスプレッド型の場合は権利行使価格以下）となる場合に受け取り金額が最大（以下「最大満期決済金額」という）となるか、最大満期決済金額を受け取れない場合でも、権利行使価格と満期参照原資産価格の乖離額に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除した金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）を得るタイプのオプションを表章した本ワラントをいう。なお、ミニコールスプレッド型ワラントは同一の満期日で異なる権利行使価格を持つコール・オプション1単位の買いと、コール・オプション1単位の売りを組み合わせて合成される、いわゆる「バーティカル・ブル・コール・スプレッド（バーティカル・デビット・コール・スプレッド）」と呼ばれるオプション戦略と同様の経済効果を持つ。また、ミニプットスプレッド型ワラントは同一の満期日で異なる権利行使価格を持つプット・オプション1単位の買いと、プット・オプション1単位の売りを組み合わせて合成される、いわゆる「バーティカル・ベア・プット・スプレッド（バーティカル・デビット・プット・スプレッド）」と呼ばれるオプション戦略と同様の経済効果を持つ。このため、商品特性が他の本ワラントと大きく異なることを鑑み、本外国証券情報では「ミニスプレッド型」と分類している。

（注2）ミニスプレッド（株価指数ミニコールスプレッド型）及びミニスプレッド（株価指数ミニプットスプレッド型）を「株価指数ミニスプレッド」と称する。

（注3）ミニレンジ型ワラントとは、対象原資産の特定価格（ピン価格）を定め、満期日において満期参照原資産価格とピン価格の乖離額が一定金額以内の場合に受け取り金額が最大（以下「最大満期決済金額」という）となり、一定金額を上回

る場合、ピン価格と満期参照原資産価格の乖離額から一定金額を減じたものに1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除した金額を最大満期決済金額から減じた額（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）を得るタイプのオプションを表章した本ワラントをいう。なお、ミニレンジ型ワラントは同一の満期日で異なる権利行使価格を持つ二つのコール・オプションの各1単位の買いと、その権利行使価格の間を権利行使価格とするコール・オプション各1単位の売りを組み合わせて合成される、いわゆる「ロング・コンドル」と呼ばれるオプション戦略と同様の経済効果を持つ。このため、商品特性が他の本ワラントと大きく異なることを鑑み、本外国証券情報では「ミニレンジ型」と分類している。

(注4) ミニレンジ（株価指数ミニレンジ型）を「株価指数ミニレンジ」と称する。

(注5) 一定の事由が発生した場合には、本ワラントはその満期前であっても計算代理人が定める日を以て強制的に買戻しが行われることがある。下記「第2外国証券売出しに関する特別記載事項1. 各銘柄共通の情報」参照。

2. 各銘柄の詳細

(1) ミニスプレッドの銘柄詳細

各銘柄の権利行使価格、1ワラント当たり原資産数及び満期日については、本書「銘柄一覧」に記載の通りである。各銘柄の発行日及び発行日における発行価額の総額は以下に記載の通りである。

(a) 株価指数ミニスプレッド

株価指数ミニスプレッドにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日における対象原資産の終値をいう。銘柄の詳細については別表1を参照。なお、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、ミニコールスプレッド(MC)・ミニプットスプレッド(MP)の別及び回数によって定められる。

例) 日経平均 ミニコールスプレッド 第1042回 → 日経平均 MC-1042

(2) ミニレンジの銘柄詳細

各銘柄のピン価格、1ワラント当たり原資産数及び満期日については、本書「銘柄一覧」に記載の通りである。各銘柄の発行日及び発行日における発行価額の総額は以下に記載の通りである。

(a) 株価指数ミニレンジ

株価指数ミニレンジにおける「満期参照原資産価格」とは、満期日における対象原資産の終値をいう。なお、本外国証券情報における全ての株価指数ミニレンジの最大満期決済金額は0.25円である。銘柄の詳細については別表2を参照。また、本項の別表における「銘柄コード」とは、対象原資産の略称、ミニレンジ(MR)及び回数によって定められる。

例) 日経平均ミニレンジ r150 第1050回 → 日経平均 MR-1050

3. 各銘柄共通の事項

(1) 保証：

本ワラントに係る保証会社はない。

(2) 発行人による保有並びに追加発行：

本ワラントの発行会社は本ワラントを保有し、自らの判断で随時、売却、消却又はその他の方法により処分することができる。また、発行会社は、本ワラントについて、その有効期限内であればいつでも公開市場において又は相対取引により売買することができる。

(3) 計算代理人：

発行会社は随時、計算代理人を任命、変更又は解除することができる。本プログラムに基づく計算代理人の全ての計算及び決定は（明白な誤謬がある場合を除き）最終的なものとして発行会社及びワラント所持人を拘束する。本プログラムに基づいて計算代理人に要求される全ての計算業務は、計算代理人がその絶対的裁量をもって決定する第三者に委任することができる。なお、計算代理人はeワラント・インターナショナル・リミテッドである。

(4) 発行会社及び計算代理人の責任：

発行会社及び計算代理人はいずれも、第三者により発表され、本プログラムに基づいた計算又は満期決済金額の算出に使用されたあらゆる変数の、計算及び頒布における誤謬又は脱落、若しくはそのような誤謬又は脱落に起因する現物決済に責任を負わない。

(5) 株価指数（インデックス）：

株価指数を対象原資産とする本ワラントの対象原資産となる株価指数（公表決済価格を含む。以下「本インデックス」という）の発表が休止された場合、本インデックスは計算代理人が合理的に同等であると判断する別主体によって公表される株価指数を意味するものとする。また、本インデックスを公表する主体が計算式、計算方法又はその他の方法で本インデックスを改変した場合（本ワラントの発行時点で公表されていた方針に従う場合を除く）、計算代理人は当該修正が無かった場合にできるだけ近い値を取るよう本インデックスの計算方法の調整を行い、以後調整後の値を本インデックスとして用いることができる。

また、満期決済金額の計算を行う日（以下「評価日」という。）において、本インデックスが入手できない場合には計算代理人は当該株価指数が最後に計算された日において株価指数の計算に用いられた数式及び計算方法に基づき、株価指数が最後に計算された日の株価等を用いて満期決済金額を計算する。なお、該当日の該当市場の営業終了時においてかかる株価が入手できない場合、計算代理人は、実行可能な限りにおいて、最後に公表された当該株式の主要市場における取引価格を用いて満期決済金額を算定するものとする。

(6) 課税：

発行会社は、本ワラントの所有、移転又は行使により発生する税金、関税、源泉徴収その他これらに類する支払につきいかなる責任も負わず、又はその他のいかなる形においてもこれらを支払う義務を負わないものとする。

(7) 準拠法：

本ワラントは英国法を準拠法とし、同法に従って解釈されるものとする。

(8) 代理人契約及び本ワラントの修正：

代理人契約及び本ワラントの条件の修正が、(a) 形式的、軽微若しくは専門的な内容のものである、又は明らかな誤謬を訂正するためになされるものである、若しくは(b) ワラント所持人の利益に著しく悪影響を及ぼさない、と発行会社及び計算代理人が合理的に判断した場合は、計算代理人の承認を得た上で、ワラント所持人の同意を得ることなくこれらの修正が行われる。

4. 【参考】発行会社のワラント発行プログラム要綱（英文）

発行会社のワラント発行プログラム(発行会社に関する情報を含む)〈英文・参考〉は、以下の URL を通じて参照できる。

<https://www.ewarrant.co.jp/download/program.pdf>

第2 外国証券売出しに関する特別記載事項

1. 各銘柄共通の情報

本ワラントのリスク要因

本ワラントへの投資は各種のリスクを伴うので、本ワラントに投資する際には以下のリスク要因について十分な検討を行い、自己の判断と責任において投資を行わなければならない。本書のリスク情報はあくまでも参考に供するためのものであり、リスクが本書記載の事項に限定されていることを保証するものではない。本ワラントの投資家は、投資決定をする前に、当該投資に係わる法務、税務及び資産運用に関する事項について認識すべきである。

個別リスクの検討

本ワラント投資に伴う主なリスクとして以下のものがある。

- ◆ 価格変動リスク : 本ワラントの価格が変動するリスク、本ワラントの提示価格での約定ができないリスク
- ◆ 信用リスク : 本ワラントを発行している企業の信用力に関するリスク
- ◆ 取引停止リスク : 取引ができなくなるリスク
- ◆ 税務リスク : 本ワラントに対する税制が変更されるリスク
- ◆ 決済リスク : 購入代金又は満期決済金額の受渡しに支障が生ずるリスク
- ◆ カントリーリスク : 本ワラントの対象原資産の所在する国の政治、経済及び社会情勢等の変化により、本ワラントの価格に変動をもたらすリスク

価格変動リスク

「2. ミニस्पレッドに関する情報」及び「3. ミニレンジに関する情報」参照。

信用リスク

本ワラントの発行会社である e ワラント・ファンドが破綻等の事態に陥った場合には、本ワラントに表章されるオプショ

ンに基づいて生じる支払請求権の一部又は全部が支払われない可能性がある。この場合、本ワラントの時価に相当する金額は発行会社に対する他の無担保かつ非劣後の債権（法律の適用により優先権を有する債権を除く）と同順位の一般債権となる。

取引停止リスク

本ワラントの残存期間中に提示された価格での購入が常に可能であるとは限らず、また、取引時間内であっても、一部若しくは全部の本ワラントの販売が、取引監視システムによって自動的に、若しくはトレーダーの判断に基づいて停止される、取引時間が短縮される、又は、一定時以降の取引が終日再開されない場合がある。

具体的には、以下に例示される場合に、本ワラントのマーケット・メイク、買注文の受付、買注文の執行が停止される、あるいは一旦受け付けた注文が取消される場合がある。なお、取引監視システムが作動した場合には、その結果として当該ワラントの取引は必ず自動的に一旦停止された後、取引再開の適否がトレーダーによって判断される。

取引再開に際しては直接的な取引停止の原因のみならず、多くの場合、他に例示される全ての取引停止要件に該当していないことがトレーダーによって確認され、再開に必要なその他全ての作業が完了するまで取引は停止される。その際、本ワラントの対象原資産（貸株市場において取引されるものも含む。また、対象原資産がリンク債である場合はそのリンク債の対象原資産、対象原資産が株式預託証券の場合はその原証券となる株式を含む）及びこれら原資産を対象とする先物又はオプション（以下「対象原資産等」という）の取引が円滑に行われており且つそれらの取引が可能であること、本ワラントを取引するための取引システムの状態、本ワラントの価格及びeワラント・インターナショナル・リミテッド、eワラント証券株式会社及び全ての関連会社（以下「eワラントMM」という）が対象原資産別に定めるリスク許容限度額等についても適宜確認が行われる。また、取引監視システムによって自動的に取引が停止された後、対象原資産の取引が困難であることが判明し取引停止が継続される等、取引停止事由は重複・連続して発生することも少なくない。更に、eワラントMMが本ワラントの価格計算に用いる対象原資産の価格（以下「参照原資産価格」という）、ボラティリティ、金利、貸株市場等の状況（貸株料率[株券貸借市場における株券の調達コストをいい、信用取引にかかる品貸料又は信用取引貸借料とは異なる]、需要状況等）、満期日までの予想受取配当金、時間の経過、計算モデル又は計算式の変更等、の各種要因（以下これらを「価格変動要因」という）の変化が極めて大きな場合や、本ワラントの価格変動が大きな場合等においては、取引監視システムが作動し自動的に取引が停止される頻度が高くなることに特に注意が必要である。

- 本ワラントが売り切れた場合
- 本ワラントの対象原資産等が取引停止（貸株市場においては取引が困難）になった場合
- 対象原資産等の取引に制限措置が取られている場合
- 対象原資産等の取引が行われていない又は極端に少ない場合
- 対象原資産等の注文状況が一方に偏り、売り気配・買い気配（特別売り気配・特別買い気配を含む）になった場合
- 対象原資産等の前場及び後場の寄付前の注文状況が一方に偏っている場合
- 対象原資産等のその主たる取引所における取引が行われていない時間帯において、気配値がその直前の取引価格に比較して大きく変動した場合（特に国内個別株式を対象原資産とする本ワラントの場合の前引け後から後場の寄付前に多いがそれに限らない）
- 対象原資産等の市場において臨時措置等により、正式な終値が公表されない場合
- 対象原資産等の市場において、臨時措置等の結果、取引が困難となった場合及び将来の取引が困難となることが予見される場合（監理銘柄又は整理銘柄への割り当てを含む）
- 複数の対象原資産等の市場において流動性が少ない状況下で直近の取引価格が乖離し、マーケット・メイクを行うのが困難となった、又は困難になることが予見される場合
- eワラントMM、取扱金融商品取引業者、eワラントMMがマーケット・メイクを行う際に必要な情報を取得している外部情報ベンダー又は金融商品取引所等（以下、総称して「関連機関」という）においてシステム障害が発生した場合（一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない場合がある。尚、システム障害の状況によっては、一部の取扱金融商品取引業者に限って一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない可能性がある）
- 国外で取引される対象原資産等（国内株式又はその株式預託証券の外国金融商品取引所における取引及び国内の原資産を対象とする外国金融商品取引所に上場されている先物又はオプションを含む）の現地取引開始直前若しくは対象原資産等の流動性が低下した際に、他の取引所等の価格を参照する必要がある場合、又は他の取引所等の価格を参照するために、当該対象原資産等に対応したシステムに切り替える場合
- eワラントMMの取引監視システムが作動し、価格が大きく変化した本ワラントや取引状況から異常値の可能性があるとしてシステムにより判断された本ワラントの取引が自動的に停止になった場合
- 取引状況等から、異常取引の可能性を含めての確認が必要とトレーダーが判断した場合
- 対象原資産等の価格又は対象となる株式の発行会社の業績若しくは経営に重大な影響を与えると合理的に判断される事実（未確認の情報を含む）や株式分割、合併等に関する発表・報道（インターネット掲示板等での風評の広範囲の伝播等を含む）が行われ、マーケット・メイクを行うのが困難となった、又は困難となることが予見される場合（特に取引

所取引時間終了後の国内個別株式等及び外国個別株式等を対象原資産とする本ワラントに多いがそれに限らない)

- (外国個別株式等、外国株価指数、為替リンク債、コモディティリンク債、国外の株式を含むバスケットを対象原資産とする本ワラントの場合)「満期参照原資産価格について」で定義される外国為替市場攪乱事由が発生している場合
- 国外の対象原資産等が主として取引されている取引所が休業日である場合
- 本ワラントの各種リスク換算額が、e ワラント MM が定めるリスク許容限度額に達した場合、あるいはその可能性が予見される場合
- e ワラント MM の本ワラント又は対象原資産等の取引に対して、法的な又は取引所若しくは自主規制機関等による制限が加えられた場合、持ち高規制等の制限が加えられた場合、又は加えられることが予見される場合
- 国内の又は国際的な金融、政治若しくは経済情勢、為替相場又は為替管理に変化が生じ、その効果の重大性ゆえに一部又は全ての本ワラントのマーケット・メイクを継続することが不可能又は不適切であるとマーケット・メーカーが判断した場合
- 地震・台風・洪水・津波・噴火・早魃(かんばつ)・大火災等の災害、事故・事件、感染症の局地的又は世界的な流行等によって各種インフラの機能不全・停止に至り、或いは関連機関に被害等が生じ、本ワラントの通常のマーケット・メイク又は取引を継続することが不可能であるとマーケット・メーカー又は各取扱金融商品取引業者が判断した場合(一部若しくは全部の本ワラントの取引が一時的若しくは終日停止される、取引時間が短縮される又は一定時以降の取引が終日再開されない場合がある。尚、状況によっては、一部の取扱金融商品取引業者に限って一部若しくは全部の本ワラントの取引が一時的若しくは終日停止される、取引時間が短縮される又は一定時以降の取引が終日再開されない場合がある)
- 短期間に対象原資産等の価格が著しく変動し、マーケット・メイクを行うことが困難であると e ワラント MM が判断した場合
- その他やむをえない事情により、適正と考える値段及び数量でマーケット・メイクが行えない、又はマーケット・メイクを行うことができないとマーケット・メーカーが判断した場合(一日に数回しか取引できない、取引が遅延する、若しくは全く取引ができない場合がある)

上記はあくまでも例示であり、本ワラントのマーケット・メイク、買注文受付及び買注文執行が停止される、又は一旦受付けた注文が取消される場合の全ての事例を網羅するものではない。また、取引執行停止、遅延、注文取消しによる損害について e ワラント MM 及び取扱金融商品取引業者は一切責任を持たない。

税務リスク

将来、本ワラントに対する税制が変更された場合、本ワラントが不利な取扱いを受ける可能性がある。

決済リスク

各種の原因によって生じる関連機関、決済機関又は利用金融機関における事務手続のトラブル等により、購入代金、満期決済金額の受渡しに支障をきたす場合がある。

また、地震・台風・洪水・津波・噴火・早魃(かんばつ)・大火災等の災害、事故・事件、感染症の局地的又は世界的な流行等によって各種インフラの機能不全・停止に至り、或いは関連機関に被害等が生じた場合、一部又は全部の本ワラントの購入代金、満期決済金額の受渡しが遅延する可能性がある。これに加えて満期決済金額の場合には、その算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等も遅延する可能性がある。尚、これらの遅延は長期に亘ることもありうる(特に被害の規模が甚大だった場合や異なる種類の事象が連続して、あるいは複合的に発生した場合が想定されるがそれに限らない)。又、状況によっては一部の取扱金融商品取引業者に限って上記の遅延が発生する、若しくはその遅延が他の取扱金融商品取引業者に比べて長期に亘る可能性がある。

上記はあくまでも例示であり、本ワラントの購入代金、満期決済金額の受渡し、満期決済金額の算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等に支障をきたす場合の全ての事例を網羅するものではない。また、本ワラントの購入代金、満期決済金額の受渡し、満期決済金額の算出、提示、本ワラント保有者への価格の公表等に支障をきたした場合の損害について、e ワラント MM 及び取扱金融商品取引業者は一切責任を持たない。

カントリーリスク

本ワラントの対象原資産の所在する国の政治、経済及び社会情勢等の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、本ワラントの価格に大きな変動をもたらす可能性がある。特に、対象原資産の所在国がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等)に特に注意が必要である。

その他一般的な注意点

余剰金の確保

本ワラントに対する投資を借入金を用いて行う場合においては、本ワラント自体について発生する可能性のある損失のみならず、借入金の返済及びその金利に注意する必要がある。これによって損失が大きくなる危険性はさらに高まる。投資

家は、本ワラントに対する投資を始める前に、自らの経済状況に鑑み、本ワラントが無価値となった場合でも借入金及び金利を返済できるか否かについて必ず検討する必要がある。

税務上の取扱い

日本国の居住者である個人投資家が本ワラントへの投資を行って損益が実現した際の、税務上の取扱いは一般に以下の通りである。

- 2012年1月1日以後の本ワラントの取引による利益は、課税方式が申告分離課税の雑所得となり、その税率は所得税15%、住民税5%である。また、株価指数先物取引及び外国為替証拠金取引などに係る損益との通算が可能となり、損失が生じた場合は、一定の要件の下で翌年以後3年間の繰越控除が適用される。
- なお、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税として所得税額に2.1%を乗じた金額が上乘せされ、所得税は15.315%となる。

上記はあくまでも一般的な個人投資家に対する税務上の取扱いについて述べたものであり、全ての事例を網羅するものではなく、且つeワラントMMの税務上の意見、見解、解釈を述べたものではない。又、事業として本ワラントに対する投資を行った際には、事業所得となる場合もあり、上記の限りではない。更に、税制は将来変更になることもありうる。従って、税制に関する個別的な事情は各投資家が自己の責任で判断する必要がある。

非居住者への注意

本ワラントの国内金融商品取引業者を通じた取引は、日本の居住者（法人等を含む）に限定されている。また、日本の居住者であっても、日本国以外の証券規制の対象となる個人、組合、会社、団体、基金等で、本ワラントの登録、開示が当該国内で行われていないことによって取引に制限がある場合には、本ワラントの取引を行う事はできない。

取扱金融商品取引業者についての留意点

本ワラントを購入する際には、取扱金融商品取引業者に口座を開き、取扱金融商品取引業者の内部手続きに従った上で、取扱金融商品取引業者と取引を行う必要がある。eワラントMMは取扱金融商品取引業者の行為について、いかなる責任も投資家に対して負担するものではない。

対象となる株式が上場廃止、又は整理銘柄若しくは監理銘柄への割り当てとなった場合等の扱いについて

個別株式等を対象原資産とする本ワラントにおいて、対象原資産である株式（以下「関連株式」という）が上場廃止となった場合、関連株式の上場廃止若しくは関連株式の発行会社の破綻等の発表・報道があった場合、又は関連株式が取引所によって整理銘柄若しくは監理銘柄に割り当てられた場合等においては、本ワラントの新規の販売が停止される。更に、本ワラントの発行会社が適切と判断した場合には、本ワラントの満期日等の条件変更又は満期前強制買い戻しが行われることに注意が必要である。満期日等の条件変更又は満期前強制買い戻しが行われない場合においては、マーケット・メイクは関連株式が上場廃止となった時点で停止され、以後の取引はできない。決済は満期日において株価ゼロを用いて行われる。その結果、1ワラント当たりの満期決済金額はミニコールスプレッド型ワラントの場合は最小満期決済金額となる0.02円、ミニプットスプレッド型ワラントの場合は最大満期決済金額となる。また、バスケットを対象原資産とするeワラントのインデックスを構成する株式の発行会社に、前段で例示されている事由が発生した場合には、当該インデックスを対象原資産とするeワラントも上記に準じた取扱いとなる。但し、当該eワラントの満期前強制買い戻しが行われない場合には、計算代理人が適切と判断する当該株式の市場価格（上場廃止後は多くの場合0円）を用いて当該インデックスの価格算出が行われ、当該eワラントのマーケット・メイクが継続される。上記は原則に沿った扱いについての記述であり、保証の限りではない。また、例外があることに注意が必要である。

本ワラントの条件変更等について

以下に例示されるような事由が発生した場合には、本ワラントの経済的価値が当該事由の発生前とほぼ同一となるような方法によって本ワラントの条件が変更される、又は満期前強制買い戻しが行われることがある。

- 関連株式の分割、併合、券種の変更、又は株式の保有者に対して株式の種類に関わらず無償交付若しくは株式配当が行われた場合
- (a) 関連株式、(b) 配当及び／又は会社清算に伴う受取金を、関連株式と同様に又は一定の割合で受け取る権利を持つ他の株式又は証券、又は(c) スピン・オフ又は同様の取引の結果、関連株式の発行会社によって直接又は間接的に取得又は保有されている他発行会社の株式又は証券、(d) その他の種類の証券、権利若しくはワラント又はその他の資産が、関連株式の保有者に対し、計算代理人が定める市場価格よりも低い価格で分配、発行又は配当された場合
- 特別配当がなされた場合
- 追加出資要請がなされた場合
- 関連株式の発行会社又はその子会社による関連株式の自己株買入れがなされた場合

- 関連株式の発行会社に関して、特定の事態が発生した際に、優先株、ワラント、債券、又は株式オプションを、計算代理人が定める市場価格を下回る価格で分配する敵対的買収防止措置に従って、株主権が分配され又は関連株式若しくは対象となる発行会社の資本を構成する他種の株式から分離された場合（但し、当該権利の償還が行われた際には再度条件変更が行われる）
 - 関連株式の発行会社の合併、資本変更、組織変更、国有化、破綻、上場廃止等が行われた、又は行われることが関連株式の発行会社により開示された場合において、計算代理人が条件変更の必要があると判断した場合
 - 関連株式に関し、テnder オファーがなされ、又はなされることが公表された場合
 - 上記以外のイベントが発生した、又は発生することが関連株式の発行会社により公表された場合で、関連株式の価値に影響を与えた又は影響を与えることが予見される場合
- 上記はあくまでも例示であり、本ワラントの条件変更等が行われる全ての事例を網羅するものではない。

(関連株式の分割に伴う本ワラントの条件変更等及びマーケット・メイクについての補足説明)

一般に 1:n の株式分割が行われた場合には、株式分割の権利落ち日から権利行使価格は n 分の 1（通常の場合は小数点以下切り捨て、権利行使価格は 1 円以上。但し例外もありうる。）、1 ワラント当たり原資産数は n 倍（但し例外もありうる。）になる。通常の場合、保有ワラント数に変化は生じない。

(関連株式の併合に伴う本ワラントの条件変更等についての補足説明)

一般に m:1 の株式併合が行われた場合には、売買再開日から権利行使価格は m 倍（権利行使価格は 1 円以上。但し例外もありうる。）、1 ワラント当たり原資産数は m 分の 1 倍（但し例外もありうる。）になる。通常の場合、保有ワラント数に変化は生じない。

(関連株式の発行会社の会社分割に伴う本ワラントの条件変更等についての補足説明)

関連株式の発行会社の会社分割（スピン・オフ）が行われ、関連株式保有者に対して新会社の株式が付与された場合においては、本ワラントの対象原資産は、従来の株式と新会社の株式を付与割合で加重平均したバスケットとなる。上記はあくまでも原則に沿った扱いについての記述である。

(テnder オファー及び合併についての補足説明)

テnder オファーとは、あらゆる個人又は主体による、株式公開買付、買収の申し込み、株式交換の申し込み、勧誘、提案、その他の行為であって、政府又は自主規制機関への届出、若しくは、計算代理人が関連するとみなす情報に基づいて、本ワラントの対象となる発行会社の 10% 超かつ 100% 未満の議決権を持つ株式を購入する、取得する又は転換等の方法によって取得する権利を得るものであると、計算代理人が判断したものをいう。

テnder オファー及び合併時に本ワラントの条件変更が行われる場合には、ボラティリティ、計算日から満期日までに権利が確定する予想受取配当金の総額、貸株料や関連株式の流動性の変化等も考慮される。

本ワラントの満期前強制買戻しについて

以下に例示されるような事由が発生した場合には、本ワラントはその満期前であっても計算代理人が定める日を以て強制的に買戻しが行われる。但し、本ワラントのマーケット・メイクを継続することが可能と計算代理人が判断している場合にはこの規定は適用されない。

- 本ワラントの発行を維持するために必要なヘッジ取引を業務上合理的な努力を以ってしてもなし得ない状態が継続したため、発行会社が満期前強制買戻しを決定した場合
- 関連株式の発行会社の合併又はテnder オファー等において、計算代理人が満期前強制買戻しによる対応が適切と判断した場合（但し、株式に対して株式と株式以外の対価が合わせて支払われる場合においては、権利の一部のみ満期前強制買戻しとなることもある）
- 関連株式の発行会社の国有化、破綻、上場廃止等において、発行会社が満期前強制買戻しによる対応が適切と判断した場合（但し、権利の一部のみ満期前強制買戻しとなることもある）
- 本ワラントに関連する法令、規制、税制が変更され、その結果、計算代理人の誠実な判断において、本ワラントが違法となった、あるいは発行会社において本ワラントに係る義務を履行するコストが著しく増加すると判断した場合
- 株式分割権利付売買最終日の 3 営業日前から新規の販売が停止される（買収は、株式分割権利付売買最終日の前営業日まで継続される）。
- バスケットを対象原資産とする e ワラントのインデックスを構成している銘柄のうち、一銘柄でも前段で例示されている事由が発生し、合理的に当該バスケット e ワラント及びトラッカーのマーケット・メイクができないと発行会社が判断した場合には、当該バスケット e ワラント及びトラッカーの満期前強制買戻しが行われる。

(関連株式の発行会社の合併若しくは買付けに伴う決済についての補足説明)

関連株式の発行会社の合併若しくは買付けに伴う調整によって、新株以外の対価が生ずる場合、当該対価は、各評価日に

において計算代理人によって計算される。なお、この場合、市場攪乱事由にかかる条項の適用を受けない。

本ワラントの最終取引日について

ミニブレッド及びミニレンジの最終購入可能日は満期日の7日前であり、満期日6日前から当日には取引ができないことを認識する必要がある。ただし、満期日7日前が休業日の場合、その前営業日が最終購入可能日となる。また、満期日7日前以前であっても販売が行われない場合がある。加えて、ミニブレッド及びミニレンジの購入後に売却を行うことはできず、決済方法は満期決済に限定される点をよく認識する必要がある。

本ワラントの取扱開始について

eワラントMM及び取扱金融商品取引業者は本ワラントの一部を取り扱わない、又は取扱いを遅延させる場合がある。

マーケット・メイクに関する注意

本ワラントはマーケット・メーカーによって販売価格が決定されるマーケット・メイク方式によって取引される。なお、本ワラントは、「カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程」に該当する場合を除き、eワラントMMがマーケット・メーカーとして適切と判断する情報等（外部情報ベンダー、金融機関等からの情報を含む。以下、「情報等」という）に基づいてeワラントMMがマーケット・メーカーとして適切と判断するプロセスに従ってその時々決定した価格にて約定がなされる。但し、eワラントMMはこれらの「情報等」の正確性及び当該プロセスにおけるシステム障害や人的ミスの不存在を保証するものではない。また、eワラントMMは、システム障害や人的ミス等を含む理由の如何を問わず自己の判断によって、一部又は全ての銘柄のマーケット・メイクを停止又は終了する場合がある。更に、eワラントMMによる本ワラントのマーケット・メイクの終了やその他の理由により、本ワラントの満期日以前に、マーケット・メーカーが変更される場合がある。

本ワラントの価格変動要因について

本ワラントの価格算出に用いられる価格変動要因は、市場動向（国内外金融商品取引所や業者間市場における取引）等を考慮して、担当トレーダーによってその時点において保有する「情報等」に基づき、最善の努力を以て判断し決定される。例えば、対象原資産の取引市場での直近の取引価格、気配値と参照原資産価格の値は、必ずしも連動するものではなく、対象原資産の取引所終値と参照原資産価格の終値は異なる場合がある。特に、ストップ高、ストップ安、及び取引所取引終了後は、取引所価格と本ワラントの参照原資産価格が大きく乖離する場合がある。**なお、これらの価格変動要因の正確性は保証されるものではない。**また、参照原資産価格は、取扱金融商品取引業者の発注画面からアクセス可能なリアルタイム情報画面等にて確認が可能である。

なお、満期日までの予想受取配当金は、一般に予想を行う主体によってその数値が異なり、また、それらの予想値が入手可能であるとは限らない。更に、本ワラントの価格計算には計算日から満期日までの期間に権利が確定する予想受取配当金の総額のみが用いられること、及び予想受取配当金はeワラントMMがマーケット・メーカーとして適切と判断する外部情報ベンダーの予想値を用いていること、該当する予想値が無い場合は直近期の実績値又は業績修正報道等を含む「情報等」に基づき担当トレーダーが適切と判断した値が用いられること且つその値は適宜変更されることに注意が必要である。更に、対象原資産（外国個別株式等に多いがそれに限らない）によっては各種権利の割当日やその権利の内容が直前まで公表されていない、又は直前に変更される場合がある。このような場合、新たな「情報等」に基づいて本ワラントの価格が計算されることにより、本ワラントの価格が変動する可能性がある。

満期参照原資産価格について

「満期参照原資産価格」で定められる満期日における対象原資産の始値（終値）は、対象原資産が上場若しくは店頭登録されている場合には対象原資産が取引されている上場取引所若しくは店頭市場のうち、取引が最も活発に行われていると計算代理人が判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の満期日における始値（終値）を指す。

なお、発行後に対象原資産が取引される取引所若しくは店頭市場が変更となった場合又は休日等により適当な価格が存在しない（公表決済価格が発表されない場合等を含む）場合等においては、計算代理人が合理的な判断に基づいて適当と判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の価格を用いる場合もある。また、以下に定義される「市場攪乱事由」が発生し、評価日においてもそれが継続していると計算代理人が判断した場合、本プログラムに基づき、計算代理人はその裁量により、評価日を市場攪乱事由の存在しない最初の取引日まで延期することができる。但し、いかなる場合でも評価日は、満期日後第8取引日より後に延期してはならず、また当該第8取引日において依然市場攪乱事由が継続している場合には、当該第8取引日を評価日とし、満期参照原資産価格は、当該第8取引日の午後4時（ロンドン時間）頃（又はその後可及的速やかに）の対象原資産の市場価格を用いて計算代理人がその絶対的裁量をもって計算する。

なお、「市場攪乱事由」とは以下の場合をいう。

- 対象原資産等の主要市場における取引が停止になった場合
- 対象原資産等の取引に法的な制限措置が取られていた場合

● 国内の又は国際的な金融、政治若しくは経済情勢、為替相場又は為替管理に変化が生じ、その効果の重大性ゆえに満期決済金額の計算を続行することが不可能又は不適切であると計算代理人が判断した場合

● 何らかの事由により、e ワラント MM が対象原資産等を主要市場において取引することが実務上困難であると計算代理人が判断した場合

また、計算代理人が、評価日において以下に定義される「外国為替市場攪乱事由」が発生し、継続していると判断した場合、外国為替レートの決定日は当該外国為替市場攪乱事由が解消した最初の営業日（以下「外国為替成立日」という）まで延期され、本ワラントに関する決済日は、評価日から当初の決済日までの日数が、外国為替成立日から同一日数経過した日（以下「延長決済日」という）まで延期される。

延長決済日（従前の外国為替市場攪乱事由により延長された決済日を含む。）において外国為替市場攪乱事由が発生し継続している場合、延長決済日は更に外国為替市場攪乱事由が解消した最初の営業日まで延期される。但し、外国為替市場攪乱事由が市場攪乱事由と同時に発生した場合は、市場攪乱事由による延長又は調整が行われた後のみ効力を有することに注意が必要である。また、上記にかかわらず、発行会社の満期決済金額支払義務は、延期され続ける。

なお、「外国為替市場攪乱事由」とは、発行会社又はその関連会社が、合法的に下記のいずれかを行えなくなることをいう。

- 該当通貨を決済通貨に転換すること、又は
- 該当国内の口座からその管轄外の地域への決済通貨の送金、又は、
- 該当国内の口座と、その管轄の非居住者の口座との間での該当通貨の送金

ここで、「外国為替レート」とは、評価日又は為替レートを決定すべき日において、該当通貨の決済通貨に対する売値として計算代理人が商業的に合理的な方法により決定する為替レートをいい、決済通貨1単位に対する該当通貨の単位数として表記される。

利益相反に係る事項

e ワラント MM は、グローバルに総合的な金融サービスを提供する金融商品取引業者であるため、本ワラントの発行会社又はその関連企業、それらの業務執行責任者、取締役及び職員は、本ワラントの対象原資産の売買及びオプション取引等について、本ワラントに係るヘッジ取引が否かに拘らず、随時買い又は売りのポジションを持ち、かつ売買を行い、マーケット・メーカー等となることがある。これらの行為は、本ワラントの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に、ひいては本ワラント自身の価格に対して、本ワラント保有者の不利益となる方向に影響を与える場合がある。e ワラント MM は、マーケット・メーカーであるとともに計算代理人である。例えば、本外国証券情報に定める通り、発行後に対象原資産が取引される取引所若しくは店頭市場が変更となった場合又は休日等により適当な価格が存在しない（公表決済価格が発表されない場合等を含む）場合等においては、計算代理人が合理的な判断に基づいて適当と判断した取引所若しくは店頭市場における対象原資産の価格を用いる場合があり、当該判断は本ワラントの価格や満期決済金額に影響を与える。

更に、本外国証券情報の「取引停止リスク」に示すとおり、取引時間内であっても本ワラントの販売が停止される場合があり、その場合、結果的に本ワラント保有者にとって不利益となる場合がある。

カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する注意

カバードワラントの取引では「カバードワラントのミストレード及び約定取消し取引に関する規程」（別紙、以下「本規程」という）で定める内容に従い、取扱金融商品取引業者から投資家にミストレード又は約定取消し取引の通知がなされた場合には、本規程の手続きにしたがって当該ミストレード又は約定取消し取引は取消される。カバードワラントの取引に当たっては同規程の内容を確認し、十分に理解しなければならない。なお、本規程に定めるミストレードの防止措置の一環として、e ワラント MM は異常値を防止するための取引監視システムの開発を行い、実装し、その改良に努めている。このため、本ワラントの価格、若しくは各種価格変動要因の変化が大きき場合には、取引が自動的に停止される頻度が高くなることに注意が必要である。

2. ミニスプレッドに関する情報

ミニスプレッド（ミニコールスプレッド型及びミニプットスプレッド型）のリスク要因

(1) ミニスプレッドは権利行使期限の付されているオプションを表章する有価証券であり、満期日が到来すると決済が行われるという性格の有価証券である。ミニスプレッドを買い付けた場合、満期参照原資産価格に関わらず満期決済金額を受け取ることができる（但し、満期決済金額は満期参照原資産価格によって変動し、購入価格を下回ることもある点には注意が必要である）。なお、ミニスプレッド投資によって利益を得るには、購入価格を上回る金額を満期日に受取る必要がある。

(2) ミニスプレッドを買い付けた場合、満期日まで保有し、オプションの自動行使に基づき、ミニコールスプレッド型であれば、満期参照原資産価格が権利行使価格以上である場合（ミニプットスプレッド型であれば、満期参照原資産価格が権利行使価格以下である場合）に最大満期決済金額（1 ワラントあたり 0.4 円）を受け取り、満期参照原資産価格が権

権利行使価格を下回る場合（ミニブットスプレッド型であれば、満期参照原資産価格が権利行使価格を上回る場合）に権利行使価格と満期参照原資産価格の乖離額に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除したものを、最大満期決済金額（1ワラントあたり0.4円）から減じた金額を受取る（但し、0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）。

(3) ミンスプレッドの購入価格は、対象原資産の値動きに関わらず一定である。また、ミンスプレッドの満期決済金額は満期参照原資産価格の影響を受けるが、一般に対象原資産に直接投資した際の価格変動の割合よりも、投資元本と満期受渡金額の比率は大きくなる。

ミンスプレッドに関する注意

ミンスプレッドは、以下の点に特に注意が必要である。

- ミンスプレッドの最大受取可能額である最大満期決済金額（1ワラントあたり）は0.4円に設定されている。
- ミンスプレッドのデルタは、正の値も負の値も取りうる。また、例えば対象原資産の変動率が大きく動いた場合には、ワラントレバレッジ（実効ギアリング）から想定される以上の値動きとなる可能性があることに注意が必要である。
- ミンスプレッドの最終販売日は、満期日の7日前であり、満期日6日前から当日には取引ができないことを認識する必要がある。ただし、満期日7日前が休業日の場合、その前営業日が最終購入可能日となる。また、最終購入可能日以前であっても販売が行われない場合がある。加えて、ミンスプレッドの購入後に売却を行うことはできず、決済方法は満期決済に限定される。

ミンスプレッドの価格変動リスク

ミンスプレッドを満期日まで保有した場合、満期決済金額は、ミニコールスプレッド型の場合には満期参照原資産価格が権利行使価格以上（ミニブットスプレッド型の場合は以下）の場合に最大（1ワラントあたり0.4円）となり、下回る場合（ミニブットスプレッド型は上回る場合）でも、権利行使価格と満期参照原資産価格の乖離額に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除したものを、最大満期決済金額（1ワラントあたり0.4円）から減じた金額（但し、0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）を満期決済金額として受け取ることになる。従って、ミニコールスプレッド型の場合、満期参照原資産価格が権利行使価格を下回る（ミニブットスプレッド型の場合は上回る）ごとに、満期決済金額は減少する。

計算代理人は、通常の市場環境においてミンスプレッドの販売価格の提示を行うが、提示価格での取引を保証するものではない。

ミンスプレッドの発行会社又はその関連企業がヘッジ取引（ミンスプレッドの対象原資産等の売買及びオプション取引等）を行うことによってミンスプレッドの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に影響を与え（あるいは影響を与えると予見され）ることがある。なお、ミンスプレッドには満期日がありその時点で必ず損益が実現されるが、当該ヘッジ取引によって特に満期日における対象原資産の価格及びその他の価格変動要因が影響を受け、ミンスプレッド保持者の損益に影響を及ぼす可能性がある。

3. ミニレンジに関する情報

ミニレンジ（ミニレンジ型）のリスク要因

(1) ミニレンジは権利行使期限の付されているオプションを表章する有価証券であり、満期日が到来すると決済が行われるという性格の有価証券である。ミニレンジを買い付けた場合、満期参照原資産価格に関わらず満期決済金額を受け取ることができる（但し、満期決済金額は満期参照原資産価格によって変動し、購入価格を下回ることもある点には注意が必要である）。なお、ミニレンジ投資によって利益を得るには購入価格を上回る金額を満期日に受取る必要がある。

(2) ミニレンジを買い付けた場合は、満期日まで保有し、オプションの自動行使に基づき、満期参照原資産価格と銘柄ごとに定められる「ピン価格」の乖離額が各銘柄ごとに定められる一定の金額（この外国証券情報の交付による勧誘の対象となる日経平均を対象原資産とする株価指数ミニレンジ（以下、「日経平均ミニレンジ」という）の場合は150円。）未満の場合に、最大満期決済金額（1ワラントあたり0.25円）を受け取り、満期参照原資産価格とピン価格の乖離額が一定の金額以上の場合に、満期参照原資産価格とピン価格の乖離額から一定の金額を減じた値に1ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除したものを、最大満期決済金額（0.25円）から減じた金額を受取る（但し0.02円以上。なお、端数がある場合は小数点第3位を四捨五入します。）。

(3) ミニレンジの購入価格は、対象原資産の値動きに関わらず一定である。また、ミニレンジの満期決済金額は満期参照原資産価格の影響を受けるが、一般に対象原資産に直接投資した際の価格変動の割合よりも、投資元本と満期受渡金額の比率は大きくなる。

ミニレンジに関する注意

ミニレンジは、以下の点に特に注意が必要である。

- ミニレンジの最大受取可能額である最大満期決済金額は、1 ワラント当たり 0.25 円に設定されている。
- ミニレンジのデルタは、正の値も負の値も取りうる。また、一般に、デルタの変化が大きく、例えば対象原資産の価格が大きく動いた場合には、ワラントレバレッジ（実効ギアリング）から想定される以上の値動きとなる可能性があることに注意が必要である。
- ミニレンジの最終販売日は、満期日の 7 日前であり、満期日 6 日前から当日には取引ができないことを認識する必要がある。ただし、満期日 7 日前が休業日の場合、その前営業日が最終購入可能日となる。また、最終購入可能日以前であっても販売が行われない場合がある。加えて、ミニレンジの購入後に売却を行うことはできず、決済方法は満期決済に限定される。

ミニレンジの価格変動リスク

ミニレンジを満期日まで保有した場合、満期参照原資産価格と各銘柄ごとに定められる「ピン価格」の乖離額が各銘柄ごとに定められる一定の金額未満であれば最大満期決済金額を受取り、満期参照原資産価格とピン価格の乖離額が一定の金額以上であっても、満期参照原資産価格とピン価格の乖離額から一定の金額を減じた値に 1 ワラント当たり原資産数及び最大満期決済金額から最小満期決済金額を減じた値を乗じ最大満期決済金額で除したものを、最大満期決済金額 (0.25 円) から減じた金額を受取る (但し 0.02 円以上。なお、端数がある場合は小数点第 3 位を四捨五入します。)。従って、**満期参照原資産価格がピン価格から一定の金額 (日経平均ミニレンジの場合は 150 円) を越えて乖離するごとに、満期決済金額は減少する。**

計算代理人は、通常の市場環境においてミニレンジの販売価格の提示を行うが、提示価格での取引を保証するものではない。

ミニレンジの発行会社又はその関連企業がヘッジ取引 (ミニレンジの対象原資産等の売買及びオプション取引等) を行うことによってもミニレンジの対象原資産の価格及び市場のボラティリティ等その他の価格変動要因に影響を与え (あるいは影響を与えると予見され) ることがある。なお、ミニレンジには満期日がありその時点で必ず損益が実現されるが、当該ヘッジ取引によって特に満期日における対象原資産の価格及びその他の価格変動要因が影響を受け、ミニレンジ保持者の損益に影響を及ぼす可能性がある。

第 3 指数等の情報

1. 当該指数の情報の開示を必要とする理由

本ワラント中株価指数ミニスプレッド及び株価指数ミニレンジに関し、開示を必要とする指数は、株価指数ミニスプレッド又は株価指数ミニレンジの対象株価指数である日経 225 指数 (「日経平均」) である。満期決済金額は、日経平均を対象とするミニスプレッドの場合は、「第四部 第 2 外国証券売出しに関する特別記載事項 2. ミニスプレッドに関する情報」に定める金額、日経平均を対象原資産とする株価指数ミニレンジの場合は、「第四部 第 2 外国証券売出しに関する特別記載事項 3. ミニレンジに関する情報」に定める金額である。従って、上記の株価指数に関する指数の情報は本ワラントの投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす。

2. 当該指数の推移

(1) 日経平均

最近 5 年間及び最近 6 ヶ月の日経平均の最高・最低値に関しては別表 3-1-a 及び 3-1-b を参照。

日経平均の説明

日経平均株価 (日経平均) は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体及び日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。

「日経」及び日経平均を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属する。本ワラントは、発行会社の責任のもとで組成・運用・販売されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、本ワラントを保証するのではなく、本ワラントに関して、一切の責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。

株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他、日経平均の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

本資料は 2021 年 3 月 12 日時点のリフィニティブ、ブルームバーグ、EDINET で閲覧可能な情報等を基に作成されており、本資料に掲載されている内容の著作権は、原則として e ワラント MM に帰属する。

本資料を無断で複製、翻訳、翻案、公衆送信、出版、販売、貸与等を行うことは、方法の如何を問わず固く禁じる。
© Copyright 2021, eWarrant Japan Securities K.K. All rights reserved.

カバードワラントのミストレード 及び約定取消し取引に関する規程

本規程は、カバードワラントの取引（金融商品取引所における取引を除く。以下同じ。）に際し、マーケット・メーカー（以下「MM」といいます。）及び取扱金融商品取引業者のミストレードを予防するための措置及びミストレード又は約定取消し取引が発生した場合のお客様との対応方針並びに処理手続きを予め定め、紛争を防止し、公正な価格形成と市場の健全な発展を図ることを目的とするものです。

第1章 定義

第1条（定義）

「マーケット・メーカー」とは、国内においてカバードワラントの値付けを行っている金融商品取引業者、又は国外においてカバードワラントの値付けを行っている法人又は組織との間で取引の取次ぎを行っている金融商品取引業者をいいます。

「ミストレード」とは、異常値でのカバードワラント取引をいいます。

「異常値」とは、正常価格から1ワラント当たりの金額で2円00銭、かつ正常価格の30.0%を上回って乖離した価格をいいます。

「営業日」とは、MM及び取扱金融商品取引業者の日本における営業日をいいます。

「正常価格」とは、カバード・ワラントを発行するMMが取引を意図していた当該カバード・ワラントの一定の計算式及び要因に基づき算出される理論価格（売値及び買値）をいいます。カバードワラントを発行するMMが、本来用いるべきであった所定の計算式と価格変動要因を用いて算出した価格であり、その価格での取引を意図していたカバードワラントの価格（販売価格及び買取価格）をいいます。

「再計算機関」とは、正常価格の再計算を行う法人又は組織をいいます。

「修正正常価格」とは、MMの要請により再計算機関3者が計算した正常価格の算術平均をいいます。

「対象原資産」とは、カバードワラントの対象原資産又は対象原資産がリンク債である場合はそのリンク債の対象原資産をいいます。

「約定取消し取引」とは、金融商品取引所のルール等に従い約定取消しとなった銘柄（株価指数先物取引に対して約定取消しが行われた場合、又は金融商品取引所による個別銘柄の約定取消しによって株価指数の値に事後調整が行われカバードワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該株価指数を含む。また、金融商品取引所による個別銘柄の約定取消しによって一定の株式の組み合わせによる指数（以下、「バスケット」という）を対象原資産としたカバードワラントの価格に重大な影響を与えた場合は当該バスケットを含む）を対象原資産とするカバードワラント取引のうち、当該金融商品取引所において当該約定取消しの対象となる取引が最初に誤発注された時点から当該金融商品取引所が当該銘柄を売買停止にしたことを受けてカバードワラントの売買が停止される時点までに成立したカバードワラント取引のことをいいます。

第2章 ミストレードの防止措置

第2条（ミストレードの防止措置及び投資家に対するリスクの開示）

- (1) MMと取扱金融商品取引業者はミストレードを防止するため、投資家に対し、下記に例示するような事項を実施するべく努力するものとします。
 - カバードワラントの前取引日終値からの変化幅又は変化率を提示すること
 - 各社独自の基準を設定し、カバードワラントの価格変化が一定の範囲を超えた場合に警告が提示されるか、又は注文の受付等に制御を加えること（オンラインで受注する場合）

標準様式

- その他、投資家が異常な価格変化に気付きやすくなるような情報を提供すること
- (2) MMと取扱金融商品取引業者はミストレードによるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。
- ミストレードが一方的に取消されるリスク、ミストレード発生時の処理手順及び正常価格の再計算の要請手順をインターネット上のWebページ又は販売資料等に記載し、書面、電子的方法又は取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程について投資家の事前の同意を得ること
 - 再計算機関が満たすべき条件を予めインターネット上のホームページに公表すること
 - カバードワラントの価格算出方法及びボラテリティについてインターネット上のWebページ又は販売促進資料等において説明すること

第3章 ミストレードに関する取扱方針

第3条（ミストレードの取消し）

本規程に従って、取扱金融商品取引業者から投資家に通知がなされた場合には、本規程の手続に従って当該通知の対象となるミストレードは取消されるかあるいは正常価格での取引へ変更されるものとします。異常値が気配値であるかのように表示されたり、ミストレードが成立したかのような表示が行われたりした場合においても取消しの対象となります。なお、第6条の場合を除きミストレードに関して取消しとは正常価格での取引への変更を含むものとします。

第4条（同意）

投資家は、カバードワラント取引を開始する、あるいは継続するにあたって、事前に、本規程を精読し、ミストレード取消しの手続・リスクについて説明した開示書類に署名すること、同等の電子的な方法により確認を行うこと、又は各取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程の内容を承諾し、同意するものとします。MM及び取扱金融商品取引業者が個々のミストレードの取消しを行う場合には、投資家がMMのミストレードに関する判断に同意するか否かに関わらず、投資家からの追加的な同意は必要とされません。

第4章 ミストレード発生時の処理

第5条（通知）

- (1) MMからミストレード取消しの通知を受け取った取扱金融商品取引業者は、速やかに、投資家が緊急連絡先として取扱金融商品取引業者に登録した電子メールアドレスへの発信、登録電話番号への連絡、あるいはインターネット上のWebページへ表示することにより、当該ミストレード取消しの通知を行います。これらのいずれかが最初に行われた時点で取扱金融商品取引業者から投資家への通知がなされたものとします。
- (2) 各取扱金融商品取引業者は速やかに当該ミストレードに関する業務処理を凍結します。当該ミストレードが投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該ミストレードの売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採ります。

第6条（取消し及び価格訂正の選択）

- (1) 取扱金融商品取引業者は、前条の投資家への通知の際に、ミストレード時におけるMMの正常価格を提示し、当該価格への価格訂正を選択するか否かを求めます。投資家は、当該正常価格での価格訂正に応じるか又は当該取引をミストレードとして取消すかを速やかに取扱金融商品取引業者に伝えるものとします。但し、ミストレ

標準様式

ードが午後3時以降に発生した場合には価格訂正を選択することはできず、すべてのミストレードは即座に取消されます。

- (2) 投資家が価格訂正を選択した場合には、MM及び取扱金融商品取引業者は、取引が、ミストレード時において正常価格で成立していたものとして業務処理を行います。投資家がミストレードの取消しを選択した場合は、当該ミストレードは当初より成立していなかったとして、業務処理を行います。
- (3) 投資家が通知を受けた後1時間以内にミストレードの取消し又は価格訂正の意思表示が取扱金融商品取引業者に到達しなかった場合には、MM及び取扱金融商品取引業者は、投資家がミストレードの取消しを選択したとみなして業務処理を行うものとします。

第7条 (再計算機関による正常価格の再計算)

- (1) 前条の規定に関わらず、取扱金融商品取引業者から投資家に通知が行われた日から5営業日以内に投資家が取扱金融商品取引業者に対して、正常価格の再計算を要請した場合には、取扱金融商品取引業者はその旨をMMに通知し、正常価格の再計算の手続を採らせるものとします。
- (2) 前項の場合、MMは、再計算機関3者を速やかに指名し正常価格の再計算を求めなければなりません。但し、やむを得ない事情により再計算機関が3者に満たない場合、再計算は2者又は1者の再計算機関によって行われれば足るものとします。また、再計算を行うことができる再計算機関が1者も存在しない場合は、MMのミストレードに関する判断は正しかったものとして再計算手続は行われません。
- (3) MMは、再計算機関の計算結果の集計が終わり次第、修正正常価格をMMのインターネット上のWebページで公表します。ミストレードと判断された取引値が修正正常価格から30.0%かつ2円00銭を超えて乖離している場合は、当該MMの判断は正しかった(正常価格での取引ではなかった)ものとされます。また、ミストレードとされた取引値が、修正正常価格の-30.0%～+30.0%の範囲にあるか、修正正常価格±2円00銭の範囲であった場合には、当該MMのミストレードに関する判断は誤っていた(正常な取引であった)ものとみなされます。
- (4) 前項の規定に従ってMMのミストレードに関する判断が誤っていたとされた場合、MMは、投資家の請求により、当該判断の誤りに起因して投資家に直接生じた損害を、法令上の手続に従い補償します。

第8条 (二次売買)

- (1) 投資家が、ミストレード取消しの通知を受ける前に、当該ミストレードから得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱金融商品取引業者において他の金融商品を購入した場合には、取扱金融商品取引業者は当該投資家に対し、購入した金融商品の代金をミストレードからの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するよう通知します。
- (2) 当該投資家が上記取引の購入代金を決済期日の前営業日までに取扱金融商品取引業者にミストレードから得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来ない場合には、各取扱金融商品取引業者が定める措置に従うものとします。

第5章 約定取消し取引に関する取扱方針

第9条 (約定取消し取引の取消し)

本規程に従って、取扱金融商品取引業者から投資家に約定取消し取引を取消す旨の通知がなされた場合には、本規程の手続に従って当該約定取消し取引は取消されます。

第10条（同意）

投資家は、カバードワラント取引を開始する、あるいは継続するにあたって、事前に、本規程を精読し、約定取消し取引を取消す手続・リスクについて説明した開示書類に署名すること、同等の電子的な方法により確認を行うこと、又は各取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程の内容を承諾し、同意するものとします。MM及び取扱金融商品取引業者が個々の約定取消し取引を取消す場合には、投資家からの追加的な同意は必要とされません。

第11条（投資家に対するリスクの開示）

MMと取扱金融商品取引業者は約定取消し取引によるトラブルを防止するため、投資家に対し、下記事項を実施しなければなりません。

- 約定取消し取引が一方的に取消されるリスク及び約定取消し取引発生時の処理手順をインターネット上のWebページ又は販売資料等に記載し、書面、電子的方法又は取扱金融商品取引業者が適切と判断したその他の方法により、本規程について投資家の事前の同意を得ること

第6章 約定取消し取引発生時の処理

第12条（通知）

- (1) MMから約定取消し取引を取消す旨の通知を受け取った取扱金融商品取引業者は、速やかに、投資家が緊急連絡先として取扱金融商品取引業者に登録した電子メールアドレスへの発信、登録電話番号への連絡、あるいはインターネットのWebページへ表示することにより、当該約定取消し取引を取消す旨の通知を行います。これらのいずれかが最初に行われた時点で取扱金融商品取引業者から投資家への通知がなされたものとします。
- (2) 各取扱金融商品取引業者は速やかに当該約定取消し取引に関する業務処理を凍結します。当該約定取消し取引が投資家による売却であった場合は、当該投資家が当該約定取消し取引の売却代金を見込んで二次売買を行うことを防止する措置を採ります。

第13条（二次売買）

- (1) 投資家が、約定取消し取引を取消す旨の通知を受ける前に、当該約定取消し取引から得たであろう売却代金を見込んで、同一取扱金融商品取引業者において他の金融商品を購入した場合には、取扱金融商品取引業者は購入した金融商品の代金を約定取消し取引からの売却代金以外の方法で決済期日の前営業日までに手当するよう当該投資家に通知します。
- (2) 当該投資家が、上記取引の購入代金を決済期日の前営業日までに取扱金融商品取引業者に約定取消し取引から得たであろう売却代金以外の代金により負担することが出来ない場合その他いかなる場合であっても、MM及び各取扱金融商品取引業者は約定取消し取引が取消されたことに係る当該投資家の損害に対して一切責任を負担しないものとします。

第7章 雑則

第14条（遵守すべき事項）

MM及び取扱金融商品取引業者は、国内の諸法令に従い、法令上の報告要件に該当する場合には、監督官庁にミストレード及び約定取消し取引に関して報告を行います。

第15条（規程の変更）

標準様式

この規程は法令の変更又はその他必要を生じたときに、投資家への通知を行うことなく変更されることがあります。

以上